

## 吉富町地域包括支援センター運営規程

### (趣旨)

**第1条** この規程は、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号。以下「基準」という。）第17条の規定に基づき、吉富町社会福祉協議会が開設する指定介護予防支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定介護予防支援（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。以下同じ。）の事業の運営について必要な事項を定めるものとする。

### (事業の目的)

**第2条** この事業は、法の趣旨に則り、事業所及び当該事業所において指定介護予防支援の提供に当たる保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）が、指定介護予防支援を利用する居宅要支援者（以下「利用者」という。）に対して、適切に指定介護予防支援の提供を行うことを目的とする。

### (運営の方針)

**第3条** この事業は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことのできるように配慮して行うものとする。

- 2 この事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。
- 3 指定介護予防支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービス等（法第8条の2第16項に規定する指定介護予防サービス等をいう。以下同じ。）が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行うものとする。
- 4 この事業の運営に当たっては、吉富町、福岡県介護保険広域連合、地域包括支援センター（法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組等との連携に努めるものとする。

### (事業所の名称及び所在地)

**第4条** 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称 吉富町地域包括支援センター  
所在地 福岡県築上郡吉富町大字広津641番地1  
吉富町住民福祉センターひだまり

### (職員の職種、員数及び職務内容)

**第5条** 担当職員その他の従業者の職種及び職務内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 管理者 常勤1人  
事業所の管理及び業務の管理を一体的に行い、また、担当職員その他の従業者に基準第三章及び第四章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、自らも、指定介護予防支援の提供に係る業務に従事する。
- (2) 保健師その他これに準ずる者・主任介護支援専門員その他これに準ずる者・社会福祉士その他これに準ずる者 介護保険法施行規則第140条の66（平成11年厚生省令第36号）及び平成18年10月18日老計発第1018001号・老振発第1018001号・老老発第1018001号「地域包括支援センターの設置運営について」に規定する人数  
指定介護予防支援の提供に係る業務に従事する。
- (3) 前各号に掲げる者のほか、会長が必要と認めるもの

2 前項第1号に掲げる管理者は、同項第2号及び第3号に掲げる者が兼任することができる。

(営業日及び営業時間)

**第6条** 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

営業日 月曜日から金曜日までの日。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から1月3日を除く。

営業時間 午前8時30分から午後5時15分までの時間

(指定介護予防支援の提供方法及び内容)

**第7条** 事業所は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、その担当職員をして利用申込者又はその家族に対して、基準第4条に規定する重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得るものとする。

2 事業所は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、その担当職員をして介護予防サービス計画が基準第1条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであること等につき説明を行い、その理解を得るものとする。

3 前2項に定めるもののほか、基準第29条、第30条及び第31条の規定を遵守し、指定介護予防支援を提供するものとする。

4 指定介護予防支援の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 介護予防サービス計画を作成する。

(2) 介護予防サービス計画に基づく指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者その他の者との連絡調整その他の便宜の提供を行う。

(指定介護予防支援の利用料その他の費用の額)

**第8条** 指定介護予防支援を提供した際に利用者から支払を受ける利用料（介護予防サービス計画費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。）は、厚生労働大臣が定める基準（法第58条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準をいう。）により算定した費用の額（その額が現に当該指定介護予防支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定介護予防支援に要した費用の額によるものとする。）によるものとし、法第58条第4項の規定により介護予防サービス計画費が利用者に代わり当該指定介護予防支援事業者に支払われる場合においても、同様とする。

2 要支援認定の申請に係る援助に伴って必要となる書類の写しの作成又は送付に要する費用については、福岡県介護保険広域連合の定めるところにより、利用者に対して、当該費用の相当額の負担を求めることがある。

(通常の事業の実施地域)

**第9条** 通常の事業の実施地域は、吉富町とする。

(事故発生時の対応)

**第10条** 事業所は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに、吉富町、福岡県介護保険広域連合、利用者の家族等に連絡を行い、また、当該事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、適切に必要な措置を講ずるものとする。

(苦情対応)

**第11条** 事業所は、自ら提供した指定介護予防支援又は自らが介護予防サービス計画に位置づけた指定介護予防サービス等に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、当該苦情を処理するための担当職員を配置し、事業所が別に定める「利用者等からの苦情を処理するために講ずる措置に関する要領」に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(秘密保持)

**第12条** 事業所及び担当職員は、その業務上知り得た利用者及びその家族等の個人情報の保護に万全

を期すとともに、正当な理由なく他に漏らしてはならない。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続するものとする。

- 2 事業所は、指定介護予防支援の提供に当たっては、個人情報に関する法令などを遵守するとともに、適切に必要な措置を講ずるものとする。
- 3 事業所は、事業所及び担当職員が得た利用者及びその家族等の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では、原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

#### (虐待防止に関する事項)

**第13条** 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその発生を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について担当職員に周知を図る。
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

- 2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所の担当職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

#### (業務継続計画の策定等)

**第14条** 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

#### (衛生管理)

**第15条** 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を、おおむね6ヵ月に1回以上開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、担当職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に開催する。

#### (その他運営に関する重要事項)

**第16条** 事業所は、適切な指定介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより担当職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずるものとする。

#### (補則)

**第17条** この規程に定めるもののほか、必要な事項は、吉富町と協議の上、別に定める。

### 附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

令和6年4月1日 一部改正